

# What's New 経営サポートナビ

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり  
中小企業経営者のための情報誌

Management  
Support  
Navigation

2025.1  
VOL.35

## TOPICS

融資に強くなる講座  
どうなる？仮想通貨

事業承継入門講座  
後継者のいない中小企業への“悪質M&A”相次ぐと国が注意呼びかけ

税制改正コラム  
令和7年度税制改正大綱のポイント（前編）

助成金活用ガイド  
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

# CONTENTS

02

**注目の中小企業支援制度**

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

**経営情報ブログ**

経営理念の作り方！

中小企業の経営理念に必要な5つのポイント・ステップ

05

**融資に強くなる講座**

どうなる？仮想通貨

07

**事業承継入門講座**

後継者のいない中小企業への“悪質M&A”相次ぐと国が注意呼びかけ

09

**税制改正コラム**

令和7年度税制改正大綱のポイント（前編）

11

**助成金・補助金活用ガイド**

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

## 第12回公募の採択結果が発表！

# 事業再構築補助金

事業再構築補助金は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済環境の変化に対応するために、中小企業等の新分野展開、業態転換、業種転換等の思い切った「事業再構築」の挑戦を支援する補助金です。このたび事業再構築補助金第12回公募の採択結果が発表されました。

### 事業再構築補助金とは？

| 事業類型                | 成長分野進出枠<br>ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を支援 |         | コロナ回復加速化枠<br>今なおコロナの影響を受ける事業者を支援 |         | サプライチェーン強靱化枠<br>ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者向け |
|---------------------|--|---------|----------------------------------|---------|--|
|                     | 通常類型                                     | GX進出類型  | 通常類型                             | 最低賃金類型  |  |
| 補助上限<br>(従業員30人の場合) | 3,000万円                                  | 5,000万円 | 2,000万円                          | 1,500万円 | 3億円  |
| 補助率                 | 1/2                                      | 1/2     | 2/3                              | 3/4     | 1/2  |



第12回公募では…  
今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化しました。

#### 補助対象経費の例

建物費、一時的な賃借料、機械装置システム構築費、研修費、広告宣伝費、販売促進費 など

### 第12回公募の採択結果

第12回では**7,664**件の応募があり、審査の結果**2,031**件が採択されました。

#### 採択結果ポイント！ Point!

- ①採択率26.5%と厳しい結果
- ②東京都、大阪府、愛知県が多い
- ③製造業が最も多い



### 第12回公募交付申請締切日

| 成長分野進出枠<br>(通常類型)<br>コロナ回復加速化枠<br>(通常類型)<br>(最低賃金類型) | 成長分野進出枠<br>(GX進出類型) | サプライチェーン強靱化枠 |
|--|---------------------|--------------|
| 2025/11/23   | 2026/1/21           | 2027/3/23    |

### 補助金の採択後から補助金受領までの流れ

採択から補助金を受け取るまでには、交付申請や実績報告といった手続きや報告義務が残されています。



事業再構築補助金は採択されたあとの手続きが重要です。

次回公募があった際やその他補助金活用においてもぜひ採択後の手続きはしっかり押さえておきましょう。





# 経営理念の作り方！中小企業の経営理念に必要な5つのポイント・ステップ

作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

経営理念は、企業成長に必要な不可欠な指針のひとつですが「経営理念をなんとなく作成している」「経営理念に基づいた経営がおこなえていない」という企業も多いでしょう。

経営理念を適切に機能させるためには、ポイントをおさえた「正しい方法で作成」しなければなりません。

本記事では、経営理念を作成する際のポイントやステップについて紹介します。



## ■ 経営理念とは

経営理念を適切に作成するためには、経営理念について正しい理解が必要です。

### 経営理念とは

経営理念とは、企業の経営における「目標・方法・手段」などを明文化したもので、企業経営における基本的な方針や理念を示したものです。

明確な定義はありませんが、一般的な経営理念の定義とは、企業の信念や価値観に基づき「企業の目標に対し、どのような方法や手段で経営を進めていくのか」について定められたものとされています。

### 経営理念の重要性

経営理念は、企業が定めた目標に対し「どのように進んでいくのか」を明確に定めたものであり、組織全体が企業の方向性を理解・意識するために重要な役割を果たしています。

また、社員一人ひとりが、経営理念を理解し共感することで、自身の役割が明確となり、やりがいや誇りを感じながら行動しやすくなります。

社員のモチベーションやエンゲージメントが向上することは、企業の成長に重要な要素です。

さらに経営理念は、顧客や取引先など、社外に与える印象についても大きな影響を与えるため、顧客や取引先などとの信頼関係を構築するうえでも重要となります。

## ■【経営理念の作り方】経営理念作成に必要な5つのポイント・ステップ

経営理念を作成する際は、次の5つのポイント・ステップをおさえましょう。

### 1. 自社の現状を分析する

まずは自社の現状について分析します。自社の現状を分析する際は「自社の強み・弱み」と「市場環境、競合他社」について洗い出しましょう。

この2点をおさえて分析することで、自社の課題や独自の価値観、必要な戦略などが明確となるため、経営理念の基盤を作りやすくなります。

### 2. 企業の考え方や目標を明確化する

経営理念を作成するうえで、企業（経営者）のもつ「考え方や目標」は重要な要素です。企業が理想とする「経営像」がはっきりしていないと、進むべき道が定まらず、効果的な経営理念が機能しません。

企業の目標を明確にすることで「組織が進むべき道（行動指針）」を導きやすくなります。

### 3. 社員の意見を取り入れる

一般的に経営理念は「経営者の考え方や指針を反映したものだ」とされている場合が多いですが、経営者の信念だけでなく、社員の意見も取り入れましょう。

社員の意見を取り入れることで、より一人ひとりの社員が理解・共感・意識し、行動に落とし込みやすい経営理念を作成しやすくなります。

### 4. シンプルでわかりやすい内容を心がける

経営理念は、複雑な表現や専門用語を取り入れる必要はなく、できるだけシンプルかつ具体的な内容にしましょう。

経営理念を作成する際、難しく考えすぎてしまい「複雑でわかりにくい」ものとなりがちです。そのような経営理念は、社員が理解・意識しづらいものとなるため、行動に落とし込まず、経営理念が機能しなくなってしまいます。

そのため経営理念は、社員全員にとってわかりやすく、日々の業務に反映しやすいものであることが求められます。



## 5. 定期的な見直しと改善をおこなう

経営理念は一度作成したら終わりではありません。特に市場環境や企業状況が変化しやすい中小企業は、市場・企業状況に合わせて定期的な経営理念の見直しをおこない、必要に応じて改善することが重要です。

このように、定期的な見直しや改善をおこなうことで、経営理念が常に企業の現状や市場状況に即したものであり続けることができます。

## ■ 経営理念を作る際の参考例

初めて経営理念を作成する場合は特に、経営理念に対するイメージがつきにくいこともあるでしょう。

経営理念を作成する際に参考となるような、有名企業の経営理念を紹介します。

### 有名企業の経営理念

ご紹介する経営理念は、有名（大手）企業のもので、どの経営理念も「わかりやすくシンプル」です。

- ・ Amazon.com, Inc.  
「地球上で最もお客様を大切に作る企業」  
【引用元】 Amazon について | Amazon
- ・ ソフトバンクグループ  
「情報革命で人々を幸せに」  
【引用元】 理念・ビジョン・戦略 | ソフトバンクグループ
- ・ 株式会社ファーストリテイリング  
「服を変え、常識を変え、世界を変えていく」  
【引用元】 基本理念 | ファーストリテイリング
- ・ 高島屋グループ  
「いつも、人から。」  
【引用元】 経営理念 | 高島屋グループ
- ・ ローソングループ  
「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」  
【引用元】 グループ理念 | ローソングループ

## ■ 経営理念は作って終わりではない！

経営理念は、作成時にさまざまなポイントをおさえることが大切ですが、作成して満足するのではなく、作成した後もポイントをおさえることが重要です。

## 経営理念を社員に浸透させるための工夫

作成した経営理念は、適切に社員に周知・浸透させなければなりません。

経営理念を社員に浸透させるための主な工夫として、以下のような取り組みがあげられます。

- ・ 新人研修で経営理念について教育する
- ・ 朝会や総会などの場で、経営理念について説明する機会を設ける
- ・ 社内報や社内ポータルサイトを活用して経営理念を周知させる

## 経営理念に基づく評価制度の導入

社員一人ひとりが、経営理念を意識し自覚をもって行動するために、経営理念に基づいた評価制度の導入も効果的です。

企業により評価制度の方法はさまざまですが、具体的には「経営理念に沿った信念をもち、実際に行動できているか」「経営理念に基づく（理想とする）人物像と合致しているか」などを、人事考課などの評価制度項目に取り入れます。

評価制度は、社員のモチベーション維持につながる重要な取り組みでもあるため、評価制度に経営理念を取り入れることで、一人ひとりが意識しやすく、実行につながりやすくなります。



## ■ 経営理念は正しく作成・改善・周知しましょう

企業の成長につながる経営理念を作成するためには、ポイントをおさえて作成することが重要であり、作成後も正しく社員に周知・浸透させなければなりません。

経営理念が「うまく機能していない」と感じる企業は、経営理念を「作成して満足している」「社員に正しく周知・浸透できていない」「必要な改善ができていない」状態である場合が多いです。

企業の長期的な成長のためにも、経営理念を正しく作成・改善し、社員への周知・浸透を徹底しましょう。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する  
<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る  
<https://www.fmclub.jp/>



# 融資に強くなる講座

## どうなる？ 仮想通貨

5

融資に強くなる講座 どうなる？ 仮想通貨

皆さま、新年あけましておめでとうございます。早速ですが、本稿では昨年から高騰を続けてきたビットコインに代表される「仮想通貨」を取り上げてみました。

世の中では、「仮想通貨」と呼ばれていますが、2020年5月に金融庁が仮想通貨の呼称を「暗号資産」に改めると発表しています。改定の主な理由として、仮想通貨の「通貨」という名称が、日本円などの通貨と混同されかねないからとのこと。

また、「クリプト」「バーチャルカレンシー」なども呼ばれます。どれも同じ「暗号資産」を示す用語です。

仮想通貨は、日本円やドルと同じように、送金や売買の決済代金など、通貨としての利用が可能です。通貨といっても、実際にはこの仮想通貨はブロックチェーンといわれるネットワーク上にあるコンピュータ端末同士をダイレクトに接続し、暗号技術を用いて取引の記録を分散的に処理・記録するデータベースにあるデータを指しています。だから「暗号資産」と言うわけです。

### ■暗号資産(仮想通貨)の特徴

それでは次に「暗号資産」の特徴について触れていきます。

「仮想通貨はデータである」という点から、いくつかのメリットといえる特徴があります。

#### ①個人間で直接送金することができる

暗号資産はインターネットを通じて、銀行やカード会社などの金融機関の仲介なしに直接お金をやり取りできますので、24時間365日、いつでも、すぐに送金ができます。

#### ②手数料が安い(無料の場合もあり)

銀行などの決済システムは取引や残高を見られたり、データを書き換えられたりしないように非常に高いコストをかけてホストコンピュータを守っています。一方で高い暗号技術を使ったデータの送金はコストが要らないので手数料も低コストになります。ネットワークを維持するために参加者に少額の手数料(基本は暗号資産で払う)を払うしくみとなっています。

#### ③世界共通の「お金」

暗号資産の中でも流通量が多く人気が高いとされて

いるのが、ビットコインやイーサリアムという種類の暗号資産です。仮にアメリカへ送金する場合、日本円からUSドルへ両替する必要がある場合がありますが、暗号資産は世界的に共有されたネットワークで決済ができるため、いつでも、両替の負担無く即時に送金ができます。

また、自国通貨が対外的に弱い国(自国通貨安で困っている国)の人々は、お金の逃避先としてビットコインを購入する人も出てきました。ビットコインであれば世界の多くの国で使えるからです。アフリカなどの途上国では国民の多くが暗号資産を持つようになっており、エルサルバドルは国の公式のお金に採用することとして話題となりました。

### ■暗号資産は数万種類も存在する。

暗号資産は、大きく「ビットコイン(BTC)」と「アルトコイン」の2種類に分けられます。アルトコインとは「Alternative Coin(代替のコイン)」の略称で、ビットコイン以外の暗号資産を指します。暗号資産の種類はなんと、数万種類以上が存在します。

代表的なものには次のようなものがあります。

ビットコイン(BTC)  
イーサリアム(ETH)  
リップル(XRP)  
ソラナ(SOL)  
バイナンスコイン(BNB)  
ポリゴン(MATIC)  
アバランチ(AVAX)  
チェーンリンク(LINK)  
ドージコイン(DOGE)  
エイダコイン(ADA)

また上記の暗号資産から派生したミームコインという種類も存在します。

ミームコインは、インターネット上の面白いアイデアやインフルエンサーと呼ばれるSNSでつながっている人々に発信して人気の集まる暗号資産です。(ミームとは、インターネット上で広がる画像や動画などのユニークで注目の集まるものを指すそうです。)

特に、テスラのイーロン・マスク氏がドージコイン

(DOGE) を SNS 上で度々コメントしたことで、その価格や注目度が上昇し、ミームコインが有名になりました。

代表的なミームコインには、ドージコイン (DOGE) や柴犬コイン (SHIB) などがあります。



ドージコイン



柴犬 コイン

## ■暗号資産(仮想通貨)の取引方法

暗号資産を購入するには、暗号資産の販売所・取引所を利用することになります。

それぞれの取引所ごとに手数料や扱う暗号資産の種類も異なるので、どの取引所が自分に合っているかで選択することになります。手続きは簡単でスマートフォンで簡単に口座開設が出来る取引所も多く見受けられます。

暗号資産を購入した後は、ハッキングなどの被害を防ぐためにも専用のウォレットで保管するようにします。大手の取引所で口座を開いている場合は、取引所が提供するオンラインウォレットサービスが利用できるようになっています。

### 暗号資産取引の注意点

#### ・利益に対しての税金に注意

暗号資産の利益は雑所得に分類され、株式取引の利益と比べて税率が高くなる可能性があります。最大で 55% の税率がかかる可能性があるため、注意しましょう。

#### ・ハッキングのリスク

暗号資産は高い技術を使用していると言われながら盗まれてしまったというニュースも見られます。特に暗号資産の取引において、ID やパスワードは資産管理として非常に重要です。第三者に知られると資産が流出するリスクがあるため、厳重に保管しましょう。

#### ・価格変動リスクが大きい

暗号資産は変動率(ボラティリティ)が高いため、ハイリスクハイリターン投資であるといえますので、大損することがあります。

#### ・暗号資産詐欺が増えている

暗号資産に関する詐欺が年々増加傾向にあり、消費者庁・金融庁・警察庁からも詐欺に関して注意喚起がされています。金融庁が認めている暗号資産(仮想通貨)取引所を利用するようにしましょう。

## ■2025年は暗号資産(仮想通貨)のさらなる値上がりが期待される!

すでに過去最高の価格を更新したビットコインをはじめとした各種暗号資産ですが、2025年にはさらに大きく値上がりするのではないかと話題を呼んでいます。

その理由はというと、

### 2024年にビットコインは半減期を迎えたため

半減期とは、マイニング(新たなブロックを生成した報酬として暗号資産を手に入れる行為のこと)で得られる報酬が半分になる時期のことです。ビットコインは、マイニングによって得られるビットコインが一定年数(4年周期)で半減するように設計されています。

ビットコインは2024年に半減期をすでに終えています。半減期を経ると市場に供給されるビットコインの量が少なくなることで希少性が上がり、価格が上昇するとされます。

過去の半減期では、その翌年に大きく価格が上昇した実績があり、そのため、2024年の半減期の翌年の2025年も上昇が期待できるというわけです。

また近況で暗号資産が値上がりした原因として考えられるのがトランプ氏の返り咲きで、「暗号資産支持派」として知られるトランプ前大統領が勝利したことで、暗号資産や関連ビジネスが今後活性化する期待感が、ビットコイン相場を押し上げた要因として考えられます。

よってトランプ政権においては暗号資産には追い風と見られています。

さて、いかがでしょうか?暗号資産について、興味が湧きましたか?暗号資産を保有している人々の期待通り暗号資産バブルはくるのか、慎重に見守っていきたいと思います。

## 経営革新等支援機関推進協議会

### エグゼクティブプロデューサー 小寺弘泰氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



## 後継者のいない中小企業への “悪質M&A”相次ぐと国が注意呼びかけ

2025年問題と言われる経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が後継者不足に直面しています。そうした中、後継者のいない中小企業に買収を持ちかけ、買収した会社の資産を譲渡し資金化してしまい、事業は放置され、借金はそのまま売り手側の代表者に背負わせたりする詐欺的なケースも見られます。こうした悪質なM&Aのトラブルが増えているとして、国が注意を呼びかける事態となっています。中小企業庁では「悪質な買い手」の排除に向けた指針を策定するなど、対策に乗り出しています。



中小企業庁 ホームページより

国も中小企業のM&Aを雇用や成長を維持するための重要な手段と位置づけて推進していますが、今、詐欺的ともいえる悪質なM&Aの事例が相次ぎ、問題になっています。

### ●M&A 仲介市場が震撼した「ルシアンホールディングス事件」

ルシアンホールディングスは、2021年から2024年にかけて中小企業を対象としたM&Aを行い、その過程で詐欺的手法を用いて多くの企業を実質的に乗っ取る行為を行いました。同社は、M&A仲介会社として売り手企業と買い手企業をつなぐ役割を担っていましたが、契約内容や支払い条件を巧妙に操作し、企業資産を奪取する手口を用いていたとされています。

被害企業は37社にのぼるとみられています。買収された会社のうち、11社が営業停止、5社が倒産しています。中には、売り手企業のオーナーが売却後も債務保証が残ったままで、個人でも破綻せざるを得ない状況

に陥っているケースもあり、被害を受けた企業の代表が警視庁に詐欺容疑で告訴状を提出し、受理されました。

ルシアン社側は取材に対し、「買収先の資金を親会社が使うのは問題ない。むしろ、(買収先として紹介されたのは)問題を抱えた企業ばかりで、ルシアン社も損害を被った」と主張しているそうです。

一方で、ルシアンホールディングスと売り手企業のM&A成約プロセスにおいては、M&A仲介業者の存在があります。実は、M&A仲介業者も詐欺被害を拡大させた一端を担っているのではないかと問題視されています。

M&A成約の流れでいうと、そもそもM&A仲介業者が売り手中小企業に接触し、ルシアンホールディングスとのM&Aを勧める営業活動を行っていました。

このときに、仲介業者がM&A成立を急がせる行為や銀行へ相談をさせない行為などを行ったとの報道もあります。そして、M&Aが成立して、ルシアンホールディングスと売り手中小企業の双方から仲介手数料が支払われると、仲介業者の関与は終了となる流れとなっています。つまり、ルシアンホールディングスは定期的に行うことで多額の資金を獲得でき、仲介業者もルシアンホールディングスと売り手中小企業から多額の成功報酬を獲得できるため、双方にとってメリットが享受できる関係だったといえるでしょう。

### ●会社を第三者に譲ろうかと思ったときに留意する点

さて、このようなトラブルが増加している環境下で、中小企業の第三者への承継、いわゆるM&Aでは、どのような点に注意する必要があるのでしょうか？

自社株式や事業を売却するにあたり、金額だけでなく、契約の引継ぎや雇用、役員への処遇と多岐に渡ります。一方で、中小企業のM&Aにおける「売り主」の多くは、M&Aの経験がないケースが多いので、アドバイザーや買い手側の意向を安易に受け入れることなく、不安に思うこと、納得がいかないことはしっかりと説明を求め、



利害関係者とは、協議を重ねて慎重に進めて行くことが重要です。

### 👉 契約に関する条件

売り手側にとって最も重要な契約内容としては、売主として保証すべき事項が記載されている「表明保証」という契約条項です。表明保証は、買い手側からの買収監査（デューデリジェンス）等で回答した内容や提出した資料に嘘、違反が無いことを証明するもので、仮に違反する内容が生じた場合などに、損害賠償が求められる約束を交わすものです。

売主としては表明保証の期間や範囲を狭くしたい一方、買い手側は範囲を広げたいため、お互いの妥協点を見つけながら交渉をします。譲渡後も一定期間（中には無期限）の賠償責任を負う内容となるため、契約書の内容チェックは弁護士などを活用し、契約内容が許容範囲であるかどうか確認しながら進めていくことが重要です。

### 主な表明保証の内容

- 譲渡後の税務調査時に追徴課税が発生した場合、売主の責任とする内容はその負担を請求
- キーマンと言える営業上必要な人材が早期に辞めてしまった場合に発生した損害の補償
- 譲渡前の原因で、労働訴訟などがあった場合の賠償責任

### 👉 雇用継続に関する条件

M&A 後の従業員が、雇用条件の待遇が変わらずに引き継がれるのかが気になるところです。そのため、買い手側には、条件等がそのまま引き継がれ、継続するよう交渉していくことが重要です。また、従業員の動揺に留意し、M&A の理由とその効果を丁寧に説明することで、M&A を円滑に進めるようにしましょう。

### 👉 役員に関する条件

M&A 後も経営者や役員などが買い手の企業側に何らかの形で携わるケースも存在します。その場合、条件

や引き継ぎ期間、内容などについては事前に整理を済ませ、スムーズに引き継ぎができるようにしておく必要があります。

### ● 仲介者、アドバイザーの選定はより慎重に

M&A には、専門的な知識が必須です。仲介業者やアドバイザーを使った方が円滑に進みやすいものの、業者によっては、近況のトラブル増加に見られるように不誠実な業者も存在します。

アドバイザーを選ぶ際は、過去の実績や国（中小企業庁）が定めた M&A 支援機関登録制度へ登録している業者かどうかを確認するなどの対処が必要です。

この登録制度は中小企業が安心して M&A に取り組めるように、2021 年 8 月に M&A 支援機関の登録制度が創設されました。問題を起こした業者や、専門機関としての支援体制が十分と言えない業者は登録ができませんので、業者選定の判断材料の 1 つになると思います。

M&A支援機関登録制度 ホームページより

以上、本稿は、最近のトラブルでは多くの被害者となっている売り手側の視点から、M&A におけるリスクと深く注意すべき条件について確認しました。安全に M&A を進める際の一助となれば幸いです。

## 経営革新等支援機関推進協議会

### エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





# 税制改正コラム

## 令和7年度 税制改正大綱のポイント (前編)



令和6年12月20日に与党から「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。今回は改正項目の中から特に企業経営者に関係のあるものを、前編・後編の2回に分けてご紹介します。本稿は大綱や各省庁の説明資料に基づいて作成していますが、今後の情報にもご留意ください。

9

税制改正コラム

令和7年度税制改正大綱のポイント (前編)

【前編】 防衛特別法人税、法人税の軽減税率、設備投資減税、企業版ふるさと納税  
【後編】 所得税関連 (基礎控除・扶養控除、iDeCo・退職所得控除など)、資産税関連

### 1. 防衛特別法人税の創設【法人税】

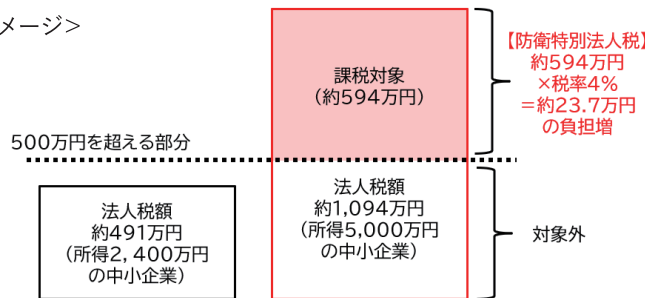
防衛費増額の財源の一部として、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、当分の間、法人税額の4%相当の新たな付加税として、「防衛特別法人税(仮称)」が創設されます。法人税率23.2%×付加税率4%＝「1%弱」の増税となります。

ただし、中小企業に配慮する観点から、法人税額から「500万円」が控除されるため、「2,400万円前後までの所得」は課税の対象外になります。

<計算式(改正案)>

$$\text{防衛特別法人税} = (\text{法人税額} - \text{控除額 } 500 \text{ 万円}) \times \text{税率 } 4\%$$

<防衛特別法人税の課税イメージ>



法人税以外にも、たばこ税で増税が行われます。所得税も新たな付加税として「防衛特別所得税(仮称)」が創設される予定でしたが、個人の手取りを増やす議論の中で理解が得られないとして、今回の改正では見送られました。

### 2. 中小企業の軽減税率の特例の縮減【法人税】

賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業の状況を踏まえ、「軽減税率の特例(特例税率15%)」の適用期限が2年延長(令和9年3月31日までに開始する事業年度まで)されます。

ただし、「極めて所得が高い中小企業」へ対応するため、「所得10億円超の事業年度」の特例税率が「17%」に2%引き上げられます。特例税率の適用者の0.3%(中小企業全体の0.1%)相当が対象です。

【図表】 法人税率

| 区分                 |               | 税率                    |           |
|--------------------|---------------|-----------------------|-----------|
| 大法人(資本金1億円超)       |               | 23.2%                 |           |
| 中小法人<br>(資本金1億円以下) | 所得年800万円超の部分  | 19%(本則税率)             |           |
|                    | 所得年800万円以下の部分 | 適用除外事業者、グループ通算制度の適用法人 | 17%(特例税率) |
|                    |               | 上記以外の法人               | 15%(特例税率) |

### 3. 中小企業経営強化税制の拡充・延長【法人税・所得税】

中小企業経営強化税制の各要件の見直しが行われた上で、C類型を除き、適用期限が2年延長(令和9年3月31日まで)されます。

【図表】中小企業経営強化税制

|      |   |   |
|------|---|---|
| 設備要件 | A類型:生産性向上設備   | 生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備<br>→【改正案】生産性の指標の見直し |
|      | B類型:収益力強化設備<br>→【改正案】拡充措置を追加  | 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備<br>→【改正案】7%以上に    |
|      | C類型:デジタル化設備<br>→【改正案】廃止   | 可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備                |
|      | D類型:経営資源集約化設備   | 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備        |
| 確認要件 | 工業会等または経済産業局の確認(認定経営革新等支援機関のサポート)                                       |   |
| 優遇措置 | 一定の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア<br>・即時償却または10%税額控除(資本金3,000万円超:7%税額控除)を選択 |   |
| 控除上限 | 中小企業投資促進税制と合わせて法人税額×20%(1年間繰越し可)  |   |

また、成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、B 類型に「売上高 100 億円を目指す中小企業の拡充措置」が創設されます。現在、売上 100 億円超の中小企業は 4,500 程度ですが、高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上を図り、賃上げを実現し、人口減少社会でも地域経済の好循環を先導する存在として期待されていることから、税制でも優遇措置が設けられました。

【図表】B 類型の拡充措置

|      |  |
|------|--|
| 適用要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資収益率が年平均7%以上の投資計画</li> <li>○ 経営規模拡大要件             <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上向上のための施策・設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)の作成</li> <li>・認定申請直前年度の売上高が10億円超90億円未満</li> <li>・売上高100億円超を目指すための事業・財務・組織基盤が整っていること</li> <li>・売上高100億円超・年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること</li> <li>・認定日から2年以内の投資合計額が1億円または売上高×5%のうち高い額以上</li> <li>・生産性向上に資する設備の導入に伴う「建物の新增設」を含む計画であること</li> <li>・一定割合以上の賃上げ など</li> </ul> </li> <li>○ 対象となる投資合計額は60億円を限度</li> </ul> |
| 確認要件 | 経済産業局の確認(認定経営革新等支援機関のサポート)   |
| 優遇措置 | ① 一定の機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア<br>・即時償却または10%税額控除(資本金3,000万円超:7%税額控除)を選択<br><br>② 建物とその附属設備(合計1,000万円以上)<br>・賃上げ率5%以上:25%特別償却または2%税額控除を選択<br>・賃上げ率2.5%以上:15%特別償却または1%税額控除を選択   |
| 注意点  | 投資期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産(30万円未満)の特例の適用不可  |

#### 4. 中小企業投資促進税制等の延長【法人税・所得税】

人手不足や物価高騰が続く中、中小企業のさらなる設備投資を促進するため、「中小企業投資促進税制」が2年延長(令和9年3月31日まで)されます。

【図表】中小企業投資促進税制

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 優遇措置 | 30%特別償却または7%税額控除(資本金3,000万円以下)を選択 |
| 対象設備 | 一定の機械装置、工具、ソフトウェア、貨物自動車、内航船舶      |

あわせて「中小企業防災・減災投資促進税制」も2年延長されます。

#### 5. 企業版ふるさと納税の延長【地方税・法人税】

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の適用期限が3年延長(令和10年3月31日まで)されます。ただし、地方自治体が寄附企業に便宜を図る事例を受けて、一定の再発防止措置が設けられます。

【図表】企業版ふるさと納税の税負担軽減イメージ

(例)1,000万円寄附すると、最大約900万円(約9割)の税負担が軽減

|                    |                               |                          |                |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------|----------------|
| 約3割<br>損金算入<br>で減税 | 4割(上限あり)<br>法人住民税<br>+ 法人税が減税 | 2割(上限あり)<br>法人事業税<br>が減税 | 1割<br>自己<br>負担 |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------|----------------|

通常の寄附は  
最大約300万円

助 成 金

活 用 ガ イ ド

# 特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)

「特定求職者雇用開発助成金」は、高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。今回は、特定求職者雇用開発助成金の中から成長分野等人材確保・育成コースについて記載していきたいと思います。

## ■ 概要

ハローワークの求人票を生かして、高齢者や障害者等の活用をする助成金になります。

## ■ 条件

- ①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等<sup>\*1</sup>の紹介により雇い入れること
- ②雇用保険一般被保険者又は高齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用すること<sup>\*2</sup>が確実であると認められること。
- ③次のメニューの実施をする事



### 【成長分野】(令和4年4月～)

高齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れて、「成長分野の業務」(※)に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給する。

※成長分野の業務

- ①「情報処理・通信技術者」または「その他の技術の職業」(データサイエンティストに限る)に該当する業務
- ②「研究・技術の職業」に該当する業務(脱炭素・低炭素化などに関するものに限る)

### 【人材育成】(令和4年12月～)

未経験の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れて、人材開発支援助成金による人材育成を行い、賃上げを行った場合に、助成金を支給する。



※1 職業紹介事業者等は、具体的には下記の機関が該当します。

- [1] 公共職業安定所(ハローワーク)
- [2] 地方運輸局(船員として雇い入れる場合)
- [3] 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者(船員として雇い入れる場合)のうち、本助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出している職業紹介事業者等

※2 継続して雇用することとは下記のとおりになります。

対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。

※3 雇用保険加入者が1人もいない場合は、不支給として扱います。



## ■ 助成額

短時間労働者以外：90万円 短時間労働者：60万円 ※今回は1例で上げております。

## ■ 支給までの流れ

01

ハローワークに  
求人者として求人票を出す。

02

本人が、母子家庭の母  
である事をハローワーク  
の求人部門へ申告する。

03

ハローワークに申告すると求職者本人に、会  
社に母子家庭の母であること・年齢・障害者  
等求人者に伝えてよいかを確認する。

04

ハローワークの求人紹介部門から  
面接する前に求人票の連絡先に特  
定求職者開発雇用助成金の対象者  
になる事を連絡する。

※ハローワークの紹介部門の担当者によりま  
ずが採用者は、助成金を知っているという事  
があるのでハローワークの仕組みとして事前  
に伝える方向となっています。

05

事業主が、ハローワー  
ク紹介状と選考結果通  
知を必ず提出する。

※選考結果通知書に詳細を記  
載する事及び提出をしないと助  
成金の対象外になる。

06

雇い入れた日の約 4 か月半～ 5 か月後に助  
成金の案内が届く。

・登録漏れがあると ×  
※ただし、ハローワークに登録していない場合もあるので  
問い合わせをする。  
・紹介日地点で失業している事  
※ただし、雇用契約期間が残っているかを最終判断する。  
※雇用の予約、事前雇用（内定 ×）、前職の契約期間が残っ  
ていない事

## ■ 改正点

令和 6 年 10 月から内容を見直し、下記の通り 2 点改正となりました。

### ■ 2つのメニューに共通した見直し

対象となる労働者の就労経験のない職業の判断について、就労経験の要件を見直しました。

| 見直し前                  | 見直し後                             |
|-----------------------|----------------------------------|
| 過去に通算 1 年以上の就労経験がない場合 | 過去 5 年間に通算 1 年以上の就労経験がない場合と期間を限定 |
| パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む | パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う      |

※パート・アルバイトでの就労経験であっても、正規雇用労働者と同等以上の職業能力を有する場合や、過去 10 年間に 5 年以上「正規雇用労働者」として当該業務の就労経験がある場合は除きます。

### ■ 人材育成メニューの見直し

公的職業資格の取得を目的とした教育訓練（教育訓練給付の指定講座に限る）であれば、50 時間未満の訓練も対象とすることとしました。

| 見直し前                          | 見直し後  |
|-------------------------------|---|
| 実施する教育訓練は 50 時間<br>以上の訓練であること | 実施する教育訓練において、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付の指定講座のうち<br>公的職業資格※の取得を目的とした教育訓練は 50 時間未満の訓練でも対象とすること |

※公的職業資格とは、資格または試験等であって国もしくは地方公共団体または国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものです。具体的には、普通自動車第 2 種運転免許等の業務独占資格や介護福祉士等の名称独占資格等が該当します。  
※人材開発支援助成金の活用が要件となりますので、教育訓練の経費は全て事業主負担となります。

## ワンポイントアドバイス

特定求職者雇用開発助成金が他の助成金と違う所は計画書を届ける事がないという事です。その代わりに会社管轄のハローワーク求人部門に求人票を掲載する事が必要です。ハローワークは、求人者と求職者の支援窓口です。令和 2 年 1 月からは、ハローワークインターネットサービスから会社の求人登録をすればハローワークに出向かずとも求人登録が行えるようになりました。私も以前 1 日で 3 件の会社登録と求人作成の経験をいたしました。もちろん登録と入力時間はかかりますが、多くの求職者に見ていただくことができ、またお金をかけない採用手段の 1 つとしてハローワークで求人を出す事もあります。直ぐに助成金の対象者が現れるわけではありませんが、根気よくやっていく事も大事です。

## ■ 助成金に関するコラム

広島ホームテレビニュース 12/6 YOUTUBE より

広島県廿日市市の会社が、岸田文雄元内閣総理大臣に 12 万円の企業献金をしていました。この廿日市市の会社、実はコロナの関係で雇用調整助成金を不正受給した会社でその書類を作り 2700 万円を不正受給していました。当時、広島県内にある岸田文雄事務所は、不正受給が行われている企業と知らずに企業献金として受け取っていたが発覚後、12 万円と今年受け取った 6 万円を返金する意向であると発表しました。実は、こういった予測できない事もあるので不正受給について別の角度から影響が出たケースのご紹介です。

## ■ 最後に

助成金は、昔に比べて支給要領や審査が厳しいと言われていています。私自身も福岡県で助成金の審査を受けていますが九州圏内では審査が厳しいと言われていて、その中から書類を整備して支給申請書を作って申請をさせていただいております。申請前には、助成金センターで規定の定め方をただ単に参考例のとおり定めるのではなく、その会社の実態に応じた定めや柔軟な定め方を工夫して事業主とコミュニケーションを取るよう努めています。そして申請前にお客様に書類確認をしていただき、提出をしています。他都道府県のお客様には、ZOOM の共有画面にて双方確認をしてお互いにチェックをしています。そのような事をしていくとお客様とも申請業務がやり易くなると考えます。



監修：  
勝野社会保険労務士事務所  
所長 勝野 高儀氏



## 補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2024年6月現在、全国で26,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

# 主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



## 補助金申請支援

国が公募する補助金の中には、経営革新等支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業承継・引継ぎ補助金」は、経営革新等支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

\\設備投資\\ を後押しできます



## 資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



## 「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



## 「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた  
計画策定に補助金がです

# 中小企業の 持続的な経営を 財務からサポート



## 資金繰り

## 決算分析

## 中期計画

金融機関目線での**財務格付け**の判定  
金融機関が求める**事業計画書**を作成  
**返済金額の最適化**に向けたシミュレーションに対応



特徴① **23の会計ソフト**に対応  
主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② **データ処理速度が速い**  
会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。  
※安定した回線速度の場合



特徴③ **協議会会員へ無料提供**  
経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は  
F+prus を無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。  
本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など 財務に関するスムーズな支援が可能です。